

- 令和3・4年度版 -

上小阿仁村競争入札参加資格申請書作成の手引き

【測量・建設コンサルタント等】

秋田県北秋田郡上小阿仁村

本手引きは単体企業等及び個人営業者の申請について記載されています。経常建設共同企業体や特殊な資格審査を必要とする場合はお問い合わせください。

目 次

第 1	令和 3・4 年度競争入札参加資格申請書の作成方法	1
1	登録申請書を提出できない方（欠格要件）	1
2	申請書類の作成	1
1)	提出部数	1
2)	製本方法	1
3)	申請様式	1
3	申請書の提出方法	1
1)	提出方法	1
2)	受付期間	1
3)	提出場所	1
4	申請した事項の変更等の届出	1
第 2	申請書の作成・記入の方法	2
1	単体企業・個人営業者の申請書作成の方法	2
1)	提出書類	2
2)	記入・作成の方法	3
	一般（指名競争）入札参加資格申請書【様式 - 1】	3
	〃 【様式 - 2】	4
	〃 【様式 - 3】	6
	業態調書【様式】	8
	営業所一覧表【様式 又は準拠様式】	9
	技術者経歴書【様式 又は準拠様式】	10
	業務経歴書【様式 又は準拠様式】	11
	契約委任状	12
	謄本等	12
	納税証明書	12
	印鑑証明書	13
	使用印鑑届	13
第 3	有効期間内に発生した変更の届け出	14

第1 令和3・4年度競争入札参加資格申請書の作成方法

1 登録申請書を提出できない方（欠格要件）

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

地方自治法施行令（昭和24年政令第16号）第167条の4各項に該当する方

申請する方又は経営に参加する役員（事実上の経営に参加している方を含みます。）の方が、集団的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる方

経営状況が著しく不健全であると認められる方

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった方

営業に関し法律上必要とする資格を有しない方

2 申請書類の作成（申請書類の記入方法等については、第2を参照）

- 1) 提出部数 正1部を提出してください。
- 2) 製本方法 申請書類をファイルに綴じ込み、背表紙には必ず商号等を記載してください。
- 3) 申請様式 申請書はホームページからダウンロードできます。申請書様式が準拠されていれば可とします。

3 申請書の提出方法

- 1) 提出方法 申請書は持参又は郵送（宅配便可）とします。必ず紙ベースで提出してください。
インターネットでの受付は行っておりません。郵送等の場合は、封筒の表に「資格審査申請書類在中」と朱書きしてください。
受付通知票は申請者が準備してください。郵送等の場合も通信費は申請者の負担となります
- 2) 受付期間 令和3年1月5日～令和3年2月28日
土・日曜日及び国民の休日を除いた午前9時～午後5時までとします。受付期間を過ぎた場合は随時受け付けとして処理します。
- 3) 提出場所 〒018-4494 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
上小阿仁村役場 建設課 建設班 TEL0186-77-2224 FAX:0186-77-2227

4 申請した事項の変更等の届出（P14参照）

申請書類の提出後、有効期間内に変更等が生じた場合には速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等）」により、変更等の届出を行ってください。様式はホームページからダウンロードしてください。

第2 申請書の作成・記入の方法

1. 単体企業・個人営業者の申請書作成の方法

- 1) 提出書類 提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定又は準拠した様式で作成し、下記の順序でファイルに綴じ込んでください。なお、写の場合は原本から複写し鮮明に写っているものに限ります。

提出書類一覧表

番号	提出・添付書類名称	様式名	提出が 必要な方	本書・ 写の別	作成方法等
	一般競争（測量・建設コンサル タ等）参加資格申請書	様式 - 1	全て	本書	3頁をご覧ください。
	〃	様式 - 2	全て	本書	4頁をご覧ください。
	〃	様式 - 3	全て	本書	6頁をご覧ください。
	業態調書	様式	全て	本書	8頁をご覧ください。
	営業所一覧表	様式 又は準拠	該当	本書	9頁をご覧ください。
	技術者経歴書	様式 又は準拠	全て	本書	10頁をご覧ください。
	業務経歴書		全て	本書	11頁をご覧ください。
	契約委任状	任意様式	該当	本書	12頁をご覧ください。
	謄本等		全て	写可	12頁をご覧ください。
	納税証明書		全て	写可	12頁をご覧ください。
	印鑑証明書		全て	写可	13頁をご覧ください。
	使用印鑑届	任意様式	全て	本書	13頁をご覧ください。

一般競争（指名競争）参加資格申請書【様式 - 2】
 【提出が必要な方：全ての申請者】

記載例

様式 - 2 登録を受けている事業								
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 号		建築士事務所	第 号		建設コンサルタント	第 号	
地質調査業者	第 号		補償コンサルタント	第 号		不動産鑑定業者	第 号	
土地家屋調査士	第 号		司法書士	第 号		計量証明事業者	第 号	
	第 号			第 号			第 号	

登録証明書等の写しを添付してください。

測量等実績高

競争参加資格 希望業種区分	直前2年度分決算		直前1年度分決算		直前2ヶ年間の 年間平均実績額 (千円)
	年 月から 年 月まで (千円)	年 4月から 年 3月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 4月から 年 3月まで (千円)	
測量		150,450		145,251	147,851
建築関係建設コンサルタント業務		201,250		185,363	193,307
土木関係建設コンサルタント業務		625,154		650,250	637,702
地質調査業務					
補償関係コンサルタント業務		0		0	0
その他		30,020		25,021	27,521
合計	0	1,006,874	0	1,005,885	1,006,381

有資格者数（人）

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格 者	一級土木 施工管理技 師	二級土木 施工管理技 師	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定 士	不動産鑑定士 補
1	1	2	4	3	1	25	10	45	40			

技 術 士

総合技術監理部 門(地質を除く対象 外)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門	衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部 門(地質調査)	地質調査
1	10				1				1	1	1

第一種電気 主任技術者	伝送交換 主任技術者	線路 主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M	地質調査技 士	補償業務管理 士	公共用地経験 者	土地家屋調査 士	司法書士
				10		3			

項 目	記 載 要 領										
登録を受けている事業	<p>次の区分に従って、それぞれ該当する場合に記載してください。</p> <p>なお、記載する場合には、添付書類として該当する登録証明書又は現況証明書等の写しを必ず添付してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>測量業者</td> <td>測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所</td> <td>建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>地質調査業者</td> <td>地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td> <td>補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td> <td>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合</td> </tr> </table>	測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）第2条による登録を受けている場合	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合										
建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合										
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示718号）第2条による登録を受けている場合										
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合										
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合										

項 目	記 載 要 領												
	<table border="1" data-bbox="443 230 1398 544"> <tr> <td data-bbox="443 230 699 331">土地家屋調査士</td> <td data-bbox="699 230 1398 331">土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人について記載する）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 331 699 405">司法書士</td> <td data-bbox="699 331 1398 405">司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 405 699 479">計量証明事業者</td> <td data-bbox="699 405 1398 479">計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 479 699 544">空欄の欄</td> <td data-bbox="699 479 1398 544">その他の登録を受けている場合は、登録事業者等が空欄の欄に記載してください。</td> </tr> </table>	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人について記載する）	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合	計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合	空欄の欄	その他の登録を受けている場合は、登録事業者等が空欄の欄に記載してください。				
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人について記載する）												
司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合												
計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合												
空欄の欄	その他の登録を受けている場合は、登録事業者等が空欄の欄に記載してください。												
測量等実績高	<p>「直前2年度分決算」及び「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「競争参加資格希望業種区分」のうち、希望する業種のみ記載してください。測量実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその金額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。</p> <p>直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="443 725 1398 904"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 725 699 757">申請者</th> <th data-bbox="699 725 1398 757">記入する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 757 699 788">普通法人</td> <td data-bbox="699 757 1398 788">決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 788 699 819">公益法人</td> <td data-bbox="699 788 1398 819">収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 819 699 851">個人（青色申告）</td> <td data-bbox="699 819 1398 851">確定申告控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 851 699 882">個人（白色申告）</td> <td data-bbox="699 851 1398 882">確定申告控えの所得金額欄の「営業」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 882 699 904">組合</td> <td data-bbox="699 882 1398 904">決算報告書の損益計算書の「売上高」の「当該事業収入」金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>各売上・収入等は当該事業にかかるもののみを記入してください。（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合があります。）</p>	申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	公益法人	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人（青色申告）	確定申告控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」	個人（白色申告）	確定申告控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書の「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額												
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額												
公益法人	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額												
個人（青色申告）	確定申告控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」												
個人（白色申告）	確定申告控えの所得金額欄の「営業」金額												
組合	決算報告書の損益計算書の「売上高」の「当該事業収入」金額												
直前1年度分決算	<p>審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入してください。</p> <p>決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。</p> <p>消費税は含まない金額を記入してください。</p> <p>千円未満は四捨五入してください。</p>												
直前2年度分決算	<p>直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入してください。</p> <p>決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。</p> <p>消費税は含まない金額を記入してください。</p> <p>千円未満は四捨五入してください。</p>												
直前2か年間の平均実績高	<p>と の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入してください。</p> <p>合計欄には縦の金額の合計を記入する。</p> <p>千円未満は四捨五入してください。</p> <p>消費税は含まない金額を記入してください。</p>												
有資格者数（人）	<p>申請日の直前の営業年度の終了時点の各有資格者数を記載してください。</p> <p>数字は右詰めで記載してください。</p> <p>1人で2以上の資格を有している方がある場合には、重複して計上してください。（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士について、1人で複数部門の資格を有している場合を含みます。）</p> <p>さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載してください。</p> <p>ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。</p> <p>1級建築士の免許を受けている方が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている方である場合は、1級建築士欄にはカウントしないでください。構造設計・設備設計両方交付されている方は、それぞれ重複して記載してください。</p> <p>あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないでください。</p> <p>記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。</p> <p>「公共用地経験者」欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある方でその実務経験が10年以上の方の数を記載してください。</p> <p>技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合がありますので、次ページの表を参考にして、十分注意して記入してください。</p> <p>工事・コンサルを営んでいる方が申請する場合には、専らコンサルに従事する方をカウントしてください。</p>												

項 目	記 載 要 領																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>有資格者数欄</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)</td> <td>以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目 (「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外)</td> </tr> <tr> <td>建設部門</td> <td>「土質及び基礎」以外の選択科目</td> </tr> <tr> <td>農業部門</td> <td>「農業土木」</td> </tr> <tr> <td>森林部門</td> <td>「森林土木」</td> </tr> <tr> <td>水産部門</td> <td>「水産土木」</td> </tr> <tr> <td>上下水道部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>衛生工学部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>電気電子部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>機械部門</td> <td>「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」</td> </tr> <tr> <td>情報工学部門</td> <td>全選択科目</td> </tr> <tr> <td>総合技術監理部門 (地質調査)</td> <td>建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」</td> </tr> </tbody> </table>	有資格者数欄	選 択 科 目	総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目 (「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外)	建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目	農業部門	「農業土木」	森林部門	「森林土木」	水産部門	「水産土木」	上下水道部門	全選択科目	衛生工学部門	全選択科目	電気電子部門	全選択科目	機械部門	「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」	情報工学部門	全選択科目	総合技術監理部門 (地質調査)	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
有資格者数欄	選 択 科 目																								
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目 (「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外)																								
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目																								
農業部門	「農業土木」																								
森林部門	「森林土木」																								
水産部門	「水産土木」																								
上下水道部門	全選択科目																								
衛生工学部門	全選択科目																								
電気電子部門	全選択科目																								
機械部門	「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」																								
情報工学部門	全選択科目																								
総合技術監理部門 (地質調査)	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」																								

一般競争（指名競争）参加資格申請書【様式 - 3】
【提出が必要な方：全ての申請者】

記載例

様式 - 3
建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント下業務													補償コンサルタント業務																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29			
海河川・砂防及び	港及び空	湾及び港	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び	下水道	農林土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方都市	地質	土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気	土質調査	土地評価	物件	機械	特殊補償	営業補償	業失	補償	運賃	合償

自己本額	区 分	直 前 決 算 時 (千円)
	(うち外国資本)株主	35,000
	評価・換算差額等	195,255
	新株予約権	0
計		230,255

損益計算書	税引前当期利益(千円)	(S)	
貸借対照表	流動資産(千円)	(m)	
	流動負債(千円)	(n)	
	固定資産(千円)	(O)	
	総資本額(千円)	(R)	

外資状況	1 外国籍会社	3 日本国籍会社
	[国名:]	[国名:]
外資状況	2 日本国籍会社	(外資比率 %)
	[国名:]	[国名:]
		(外資比率: 100%)
		(外資比率 %)

営業年数等	創 業	48 年 4 月 1 日
	休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	60 年 7 月 5 日 から 63 年 5 月 31 日 まで
	現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	営 業 年 数	28 年

常 勤 職 員 の 数	技 術 職 員	事 務 職 員	そ の 他 の 職 員	計	役 職 員 等
(人)	112 人	11 人	12 人	135 人	10 人


は の内数

項 目	記 載 要 領
建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	記入は不要です。
自己資本額	「直前決算時」の欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載してください。
自己資本額 株主資本	<p>「株主資本」欄には、払込済資本金に新株申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載してください。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金に額）</p> <p>外資系企業の場合には、「株主資本」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数を記載してください。</p> <p>組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載してください。</p> <p>個人にあっては、「計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載してください。</p> <p>個人（青色申告）の方は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額9－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とします。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下（P）も同じ金額が入ります。</p> <p>個人（白色申告）の方は、確定申告控えから確認できないため、自己資本資本額は「0」での申請となります。</p>
自己資本額 評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合に、その合計額を記載してください。
自己資本額 新株予約権	新株予約権があった場合に、その額を記載してください。
損益計算書 貸借対照表 経営比率	記入は不要です。
外資状況	<p>外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号、1 2 3のいずれかに「 」印を付するとともに[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。</p> <p>「2 日本国籍会社(100%)」とは全て外国資本の会社</p> <p>「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社</p>
営業年数等	<p>競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（申請日の直前の営業年度の終了日）までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て）を記載してください。</p> <p>組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。この場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付してください。</p> <p>吸収合併の場合には、存続会社の営業年数を、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値とします。</p>
常勤職員の数	<p>「技術職員」及び「事務職員」の各欄には申請しようとする日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その勤務実態により ～ のいずれかの欄に含めて記載してください。</p> <p>工事・コンサル両方を営んでいる方が申請する場合には、専ら工事に従事する方は外してカウントしてください。</p> <p>「4 計」欄には、～3の人数の合計を記載してください。なお、法人における常勤役員数、個人における事業主は計に含まれます。</p> <p>「役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。</p> <p>「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払い対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意してください。（パートタイム労働者等は含まない。）</p> <p>あくまで自社の職員数のみを記載し、友好・協力関係にある別企業の職員は記載しないでください。</p>

契約委任状【任意様式で原本に限る】
【提出が必要な方：該当する申請者】

上小阿仁村と工事の入札参加及び請負契約を締結するに際して、本社（店）ではなく支店・営業所等に委任する場合に、その旨を任意様式に記載して提出してください。

(記載例)

委 任 状	
上小阿仁村長	様
令和 年 月 日	
委任者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
私は、支店長	を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。
	記
1. 委任事項	入札参加資格審査の申請に関すること。 入札及び見積もりに関すること。 契約の締結に関すること。 契約の履行に関すること。 代金の請求及び受領に関すること。 復代理人の選任に関すること。 その他これに付随する一切の件。
2. 委任期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
3. 代理人の使用印鑑	

謄本等【写でもよい】
【提出が必要な方：全ての申請者】

個人事業者の場合は市区町村から交付を受けた「身分証明書」、法人の場合は「商業登記簿謄本」の本書又は写を添付してください。

納税証明書【写でもよい】
【提出が必要な方：全ての申請者】

個人事業者の場合は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」のうち該当するもの全て、法人の場合は「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明書を添付してください。いずれも、未納がないことの証明が確認できればよいものとします。証明書は、原本又は写しとします。

印鑑証明書【写でもよい】

【提出が必要な方：全ての申請者】

印鑑証明書を添付してください。原本又は写しでよいこととします。

使用印鑑届【任意様式で原本に限る】

【提出が必要な方：該当する申請者】

一般競争（指名競争）入札参加資格申請書に押印した印鑑が、契約委任等により入札書や契約書に押印する印鑑が違う場合に添付してください。なお、委任状の参考様式のように、使用印鑑が確認できる場合は不要です。

第3 有効期間内に発生した変更の届け出

1. 申請内容に変更が生じた場合の変更届けの方法

有効期間中（令和5年3月31日まで）に申請書の内容に変更が生じた場合は、次の様式により変更届を提出してください。

会社名・代表者・所在地又は契約委任の方が変更となったとき

・変更届に変更の内容が明記された書類を添付して提出してください。なお、商業登記簿等の手続きに相当の期間が必要な場合は、変更届のみを提出し、添付書類は手続き後提出する旨を記載してください。手続き終了後速やかに添付書類を提出してください。

申請種類の追加を希望するとき

・変更届に許可証等の写しを添付して提出してください。

一般競争（指名競争）参加資格申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）

令和 年 月 日

上小阿仁村長 様

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名

印

[担当者所属・氏名：
電話・FAX番号 TEL FAX]

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

- 記載要領
- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
 - 2 本村と契約中の物件がある場合は、上記2の欄に契約件名を記載すること。